

平成 20 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社アイフィスジャパン
代表者名 代表取締役 大沢 和春
(コード番号：7833 東証マザーズ)
問合せ先 管理担当取締役 野口 祥吾
(TEL. 03-5275-6334)

「内部統制システム構築の基本方針」の見直しについて

当社は平成 20 年 4 月 30 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」に関しまして、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、内部統制システムの一層の充実を図るための見直しを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、金融情報サービスベンダーとして「独創性あふれるサービス」をテーマに掲げ、「日本の資本市場の活性化に貢献する」ことを希求し続けている。

その活動にあたっては、法令の遵守、経営資源の有効活用と収益性向上により企業価値を高め、株主、取引先、従業員とともに繁栄し、豊かな社会づくりに貢献することを経営の基本方針としている。

このためにはコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと、引き続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進している。

2. 内部統制システムの整備状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、企業の存続のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、特に取締役は法令遵守だけでなく、従業員に率先してコンプライアンスに対する意識の育成及び維持・向上に努める。
- ・社長直属の内部監査室は、監査役・監査法人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図るものとする。
- ・社長と従業員が直接面談する機会を定期的に設け、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備する。
- ・「企業行動規範」において反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処する旨を定めている。また法令、社会的規範および企業倫理に反した事業活動を防止するため「内部通報制度」を整備する。
- ・特殊暴力防止対策連合会に加盟し、管轄警察署を通じて関連情報の収集できる体制を整備し、不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその関連資料を、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び監査法人等が閲覧・謄写可能な状況にて管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、リスク管理全体を統括する担当部門を設置する。
- ・各部門の長は担当の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で、適切な対策を実施するとともに定期的に見直しを行う。
- ・事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、定例の取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社内取締役及び各部門のディレクターにより構成される販売会議を毎週開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項を決定し、慎重な意思決定を行う体制を整備する。
- ・業務の運営・遂行については、中長期経営計画及び各年度の活動計画、予算の立案、各部門への目標付与を行い、その目標達成に向けた具体策を立案、実行する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・社長直属の内部監査室は、監査役・監査法人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図るものとする。また随時、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備する。
- ・社内研修・教育活動において、使用人の法令遵守の意識を高める取り組みを行う。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における当該使用人に関する事項

- ・現在当社グループでは4社の子会社を有しており、関係会社規程の制定等により、グループ全体においてコンプライアンス体制の構築に努める。
- ・グループ会社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他の特性を踏まえて、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役会事務局担当者は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの指示、命令を受けない。
- ・監査役会事務局担当者の人事異動に関しては、事前に監査役に報告し、その了承を得る。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の実行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要事項を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。
- ・取締役及び執行役員は、会社の信用、業績等に重大な悪影響を与える事項、または重大な悪影響を与えるおそれのある事項が発覚したときには、速やかに監査役に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会のほか重要な意思決定会議にも出席し、重要事項の報告を受ける体制をとる。
- ・監査役は、監査法人・内部監査人と連携・協力して監査を実施する。
- ・監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

以 上